

奈良市公報

第 3 5 9 号

(平成30年7月前半分)

平成30年8月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………1
- 奈良市いじめ防止連絡協議会条例……………2
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市税条例等の一部を改正する条例……………3
- 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………10
- 奈良市旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………12
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………13
- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………14

規 則

- 奈良市いじめ問題再調査委員会規則……………14
- 奈良市市民共同発電所事業者選定委員会規則……………15
- 奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則を廃止する規則……………15
- 奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………16
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………18
- 奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………19

告 示

- 放置自転車等の処分……………21
- 狂犬病予防法の規定による飼育者不明の犬の収容……………22
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定……………22
- 放置自転車等の保管……………22
- 奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱……………22
- 住居番号の設定……………36
- 開発行為に関する工事の完了……………36
- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………36
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………36
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止……………37
- 町の区域等の変更……………37
- 放置自転車等の保管……………37
- 平成30年度奈良市一般会計補正予算の要領……………37

- 放置自転車等の保管……………39
- 開発行為に関する工事の完了……………39
- 金融機関の指定についての一部改正……………39
- 放置自転車等の保管……………39
- 道路の位置指定……………39
- 奈良市勤労者総合福祉センターの開館時間の変更……………39
- 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退……………39
- 開発行為に関する工事の完了……………40
- 放置自転車等の保管……………40

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………40
- 奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示……………41
- 奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示……………41
- 奈良市企業局指定給水装置工事業者の指定……………41

教 育 委 員 会

- 奈良市いじめ対策検討委員会規則……………41
- 奈良市いじめ調査委員会規則……………42
- 奈良市学校結核対策委員会規則……………43

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の開催……………44

議 会

- 広報広聴委員会の委員の選任……………44

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………44

条 例

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例
奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会の項及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会の項を削り、同部に次のように加える。

奈良市市民共同発電所事業者選定委員会	市民共同発電所事業の事業者の選定に関する事務
奈良市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議に関する事務

別表教育委員会の部奈良市いじめ防止基本方針策定委員会の項中「(平成25年法律第71号)」を削り、同部に次のように加える。

奈良市いじめ対策検討委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための実効的な対策についての調査審議に関する事務
奈良市いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に係る事実関係についての調査審議に関する事務
奈良市学校結核対策委員会	市立学校において実施する結核対策についての調査審議に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市いじめ防止連絡協議会条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第39号

奈良市いじめ防止連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、奈良市いじめ防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項を協議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校（法第2条第2項に規定する学校をいう。）の教員
- (2) 奈良県が設置する児童相談所の職員
- (3) 弁護士
- (4) 医師

- (5) 奈良県警察の警察官
- (6) 保護者組織を構成する者
- (7) 学識経験者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者
(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、原則として年1回これを招集する。

3 前項に定めるもののほか、会長は、必要に応じ臨時に会議を招集することができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第40号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第138の5項の次に次のように加える。

138 の6	汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1件につき 130,000円
138 の7	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき 130,000円
138 の8	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1件につき 130,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日掲示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年7月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第41号

奈良市税条例等の一部を改正する条例
(奈良市税条例の一部改正)

第1条 奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第45条第3項」を「第45条第5項」に、「第47条の3」を「第47条の3第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第13条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第45条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第14条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第17条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第21条中「、所得割」を「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割」に改める。

第24条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。

)」を加え、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第5項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第44条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第44条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第44条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第45条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第47条の3第2項」を「第47条の3第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第45条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機

構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。第47条の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第47条の3第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第46条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第47条の3に次の2項を加える。

5 第45条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前であ

る場合には、同日）から第47条の3第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第46条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第47条の3第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第80条の2第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の4第1項」に、「第5条第1項（同条第4項）」を「第5条第2項（同条第5項）」に、「第43条の2第1項又は第68条の17第1項」を「第44条第1項又は第68条の19第1項」に改める。

第101条を第101条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第101条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第102条の次に次の1条を加える。

（製造たばこことみなす場合）

第102条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡ししがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用

具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
第103条第1項中「第101条第1項」を「第101条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第107条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1項ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同項の表第1項イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第101条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第103条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定する

たばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第103条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第104条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第105条第3項中「第101条」を「第101条の2」に改める。

第107条第1項中「第101条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。
第150条中「第32条の7、第32条の8若しくは第39条第7項」を「第33条」に改める。

第158条第1項中「第701条の61第5項又は第701条の62第4項」を「第701条の61第6項又は第701条の62第5項」に改める。

第163条第2項中「第15条の9」を「第15条の10」に改める。

附則第3条の2第1項中「第45条第3項」を「第45条第5項」に改め、同条第2項中「第47条の3」を「第47条の3第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第47条の3に」を「第47条の3

第1項及び第4項に「に」、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第26条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第35条中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第9項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第28条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第35条中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第104条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第103条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第104条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第102条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第103条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「奈良市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第101条第1項」を「奈良市税条例第101条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成29年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中奈良市税条例附則第21条の次に4条を加える改正規定を次のように改める。

附則第21条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）

第21条の2 市長は、当分の間、第88条の3の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が

定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第21条の2の2 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第21条の3 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第21条の4 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第101条を第101条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第102条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第103条から第105条まで及び第107条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第14条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第28条第1項の改正規定並びに同条例附則第26条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中奈良市税条例第103条第3項の改正規定及び第7条の規定 平成31年10月1日

- (5) 第1条中奈良市税条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中奈良市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第21条及び第24条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中奈良市税条例附則第10条の2の改正規定 この条例の公布の日又は生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日のいずれか遅い日
- (11) 第1条中附則第35条の改正規定 この条例の公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第22号)の施行の日のいずれか遅い日(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の奈良市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第47条の3第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第13条第1項及び第3項並びに第45条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第101条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小

売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第107条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべき

ものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。
この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第3号の項中「第88条の7第1項の申告書、第107条第1項」とあるのは、「第107条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。
この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の奈良市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第107条第4項及び第5項、第

109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第107条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。
この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の奈良市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第107条第1項若しくは第2項、	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第10条第2号	第107条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項

第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第107条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第107条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第109条の2第1項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第110条第2項	第107条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第108条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

第12条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(平成30年7月3日掲示済)

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第42号

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正す

る条例

(奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

(災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第2条 災害派遣手当等の支給に関する条例(平成8年奈良市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(奈良市退職年金等ニ関スル条例の一部改正)

第3条 奈良市退職年金等ニ関スル条例(昭和6年奈良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第2号中「明治40年法律第40号」を「明治40年法律第45号」に改める。

(奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第4条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例(昭和35年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第4号中「第200条第1項」を「第200条第3項」に改める。

(奈良市手数料条例の一部改正)

第5条 奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第24項中「第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第34項中「第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

(奈良市子ども発達センター条例の一部改正)

第6条 奈良市子ども発達センター条例(平成23年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

第10条第1項中「第21条の5の4第2項」を「第21条の5の4第3項」に改める。

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第15条の表第12条の2の項中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号)の一部を次

のように改正する。

目次中「第39条」を「第38条」に、「第40条」を「第39条」に改める。

第12条の2中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

第39条を削る。

第5章中第40条を第39条とする。

(奈良市介護保険条例の一部改正)

第9条 奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

(奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正)

第10条 奈良市県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和48年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「第76条の19」を「第76条の16」に改める。

(奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第11条 奈良市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年奈良市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改める。

(奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第12条 奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例(昭和58年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3項及び第4項」を「及び第3項」に改め、同条第3号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

(奈良市営住宅条例の一部改正)

第13条 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第15条」を「第18条」に改める。

(奈良市火災予防条例の一部改正)

第14条 奈良市火災予防条例(昭和37年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第39条第3項中「第13条」を「第13条の2第4項」に改め、「(同条第1項第1号及び第1号の2イを除く。)」を削る。

第44条第2項中「第28条の3第1項第5号から第8号まで」を「第28条の3第4項第7号から第11号まで」に改める。

(奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年奈良市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第3項及び法附則第8条」を「及び第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成30年8月1日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第43号

奈良市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
奈良市旅館業法施行条例（平成15年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、本市における観光旅客の宿泊を巡る状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行及び旅館業の業務の適正な運営の確保等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第1条第1項第11号」を「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第1号中「類する設備」の次に「(次項第1号において「玄関帳場等」という。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 事務を行うのに適した広さを有すること。

第2条第1号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号エ及びオを削り、同条中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、第7号を削り、第8号を第3号とし、第9号を削り、同条第10号中「定員数以上」を「宿泊者の定員に応じて十分な数を」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 次に掲げる要件を備えた令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第1号に掲げる基準によらないことができる。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第3条を削る。

第4条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備（アにおいて「玄関帳場等」という。）が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第4条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に、「第2条第6号（ア及びエを除く。）及び第8号から第10号まで並びに前条第1号」を「前条第1項第2号（ア及びエを除く。）から第4号まで」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第3条とする。

第5条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に、「同条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準又は同条第3項第7号」を「又は同条第2項第7号」に改め、「第2条各号、第3条各号」を「第2条第1項各号」に改め、同条第3号中「玄関広間」を「玄関広間」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 寝具類は、適当な数を有すること。

第6条第2号から第4号までを削り、同条第5号中「前各号」を「前号」に、「第2条第6号（ア及びエを除く。）、第8号及び第10号」を「第2条第1項第2号（ア及びエを除く。）及び第3号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「旅館業を営む者」を「営業者」に改め、同条第1号中「営業」を「旅館業」に、「毎日」を「定期的に」に改め、同条第2号中「営業」を「旅館業」に改め、同条第6号ア及びイを次のように改める。

ア 旅館・ホテル営業の客室

(ア) (イ)以外の客室にあっては、床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができる。

(イ) 寝台を置く客室にあっては、床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であって、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とすることができる。

イ 簡易宿所営業の客室

(ア) 宿泊者の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあっては、床面積3.3平方メートルにつき1人

(イ) 宿泊者の数を10人以上として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあっては、床面積

(階層式寝台を置く場所の床面積を除く。)2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積1.6平方メートルにつき1人とする。

第9条第10号ウを次のように改める。

ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の7条を加える。

(営業者の努力義務)

第10条 営業者は、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上等に関し、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上するために必要な措置
- (2) 外国語等による情報の提供、インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置、座便式の水洗便所の設置その他の外国人観光旅客の施設及びサービスの利用に係る利便を増進するために必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な措置

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)

第11条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならない。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第12条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(苦情等への対応)

第13条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)

第14条 営業者は、法第6条第1項及び前2条に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

(1) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保す

るための措置及び第12条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

(2) 前条の苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

(市長への定期報告)

第15条 営業者は、宿泊者数その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に市長に報告しなければならない。

(営業者の公表)

第16条 市長は、営業者に関し、必要と認める事項を旅館業の施設ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

附則第3項中「第3条第1号(第4条第4号において準用する場合を含む。第5項において同じ。)」を「第2条第1項第1号及び第3条第1号」に改め、附則第4項中「第2条第2号及び第5条」を「第4条」に改め、附則第5項中「第3条第1号」を「第2条第1項第1号及び第3条第1号」に改め、附則第6項中「第2条第2号及び第5条」を「第4条」に改め、附則第8項中「第9条第7号ア(ウ)」を「第8条第7号ア(ウ)」に改める。

別表中「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に7条を加える改正規定(第11条、第12条、第14条第1号及び第15条に係る部分に限る。)は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を営んでいる者(旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第3条の規定により旅館・ホテル営業を営む者とみなされる者を含む。)がその営業に供している施設であって、この条例による改正前の奈良市旅館業法施行条例第9条第6号アの基準に適合しているものについては、平成30年12月15日までは、引き続き同号アの基準に適合する限り、この条例による改正後の奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第8条第6号アの基準に適合するものとみなす。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第44号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条

例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条第7項」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条第7項」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については)及び」を、「第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた奈良市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第45号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市病院事業の設置等に関する条例(平成15年奈良市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(29) 歯科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

規 則

奈良市いじめ問題再調査委員会規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第32号

奈良市いじめ問題再調査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 心理、福祉等に関して専門的な知識を有する者
- (4) 医師であって、精神保健に関して専門的な知識を有する者
- (5) その他市長が適当と認める者

3 重大事態(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定するものをいう。)の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

4 委員の任期は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議を終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長の請求に基づき、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議録を調製し、保管しなければならない。(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならぬ

い。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用し、その職の信用を傷つけること。
- (3) その他委員会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市市民共同発電所事業者選定委員会規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第33号

奈良市市民共同発電所事業者選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市市民共同発電所事業者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市民共同発電所事業の事業者の選定に係る募集要項、審査基準等の策定に関すること。
- (2) 市民共同発電所事業からの事業提案の審査及び採択に関すること。
- (3) 市民共同発電所事業の事業者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動を行う者
- (3) 事業活動を行う者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第34号

奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則及び奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会規則(平成27年奈良市規則第37号)
- (2) 奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会規則(平成27年奈良市規則第38号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成30年7月3日揭示済)

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第35号

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則
奈良市旅館業法施行細則（平成14年奈良市規則第12号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

第1条中「の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）」を削り、「奈良市旅館業法施行条例」を「奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例」に、「に定めるもののほか、必要な」を「の施行に関し必要な」に改める。

第7条第1項中「第9条第4号」を「第8条第4号」に改め、同条第2項中「第9条第7号ア(イ)」を「第8条第7号ア(イ)」に改め、同条第3項中「第9条第7号ア(ウ)」を「第8条第7号ア(ウ)」に改め、同条第4項中「第9条第7号ア(ク)」を「第8条第7号ア(ク)」に改め、同条第5項中「第9条第7号イ(イ)」を「第8条第7号イ(イ)」に改める。

第8条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第9条第1項中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改め、同条第2項を削る。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。
(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第10条 条例第11条の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 外国語を用いて、旅館業の施設の設備の使用方法に関する案内をすること。
- (2) 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- (3) 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために市長が必要と認める措置

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第11条 条例第12条第1項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 条例第12条第1項の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項
- (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項
- (3) 火災の防止のために配慮すべき事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し市長が必要と認める事項
(営業者の報告)

第12条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 1月ごとの宿泊者数
- (2) 1月ごとの延べ宿泊者数
- (3) 1月ごとの国籍別の宿泊者数の内訳
- (4) 1月ごとの稼働率を算出するために市長が必要と認める事項

2 営業者は、旅館業の施設ごとに、毎年1月、4月、7月及び10月の15日までに、それぞれの月の前3月における前項各号に掲げる事項を、市長に報告しなければならない。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を

「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」に、

「和室 洋室」を 「寝台有 寝台無」に、

和 式				洋 式	
箇所数	大便器の個数	小便器の個数	兼用便器の個数	箇所数	個数
箇所	個	個	個	箇所	個

を

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条を第13条とし、第9条の次に3条を加える改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市旅館業法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

3 奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号ケ中「奈良市旅館業法施行細則」を「奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則」に改め、同号ケを同号サとし、同項ク中「奈良市旅館業法施行条例(平成15年奈良市条例第12号)第9条第7号ア(ス)」を「奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例(平成15年奈良市条例第12号)第8条第7号ア(ス)」に改め、同号クを同号コとし、同号中キをケとし、カをクとし、オをキとし、同号エ中「第7条の2」を「第7条の2第1項」に、「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同号エを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 法第7条の2第2項の規定による公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置命令に関すること。

第2条第1項第21号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第6条の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第94条第1項」の次に「及び法第107条第1項」を加え、「指定居宅サービス事業者・指定介護

「介護老人福祉施設」

「介護老人福祉施設」
「介護医療院」

改める。

別記第39号様式の5中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設又は介護医療院の」に改める。

予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保健施設指定(許可)申請書)を「指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設指定(許可)申請書」に改める。

第12条第1項中「第99条第1項」の次に「、法第113条第1項」を加える。

第12条の3の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第94条第2項」の次に「及び法第107条第2項」を加え、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書」に改める。

第12条の4の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第95条」の次に「及び法第109条」を加え、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書」に改める。

第12条の5の見出し中「介護老人保健施設」の次に「及び介護医療院」を加え、同条中「第98条第1項第4号」の次に「及び法第112条第1項第4号」を加え、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書」に改める。

第14条中「第94条の2第1項」の次に「及び法第108条第1項」を加える。

第15条第1項中「法第78条の11及び法第115条の20」を「法第78条、法第78条の11、法第85条、法第93条、法第104条の2、法第114条の7、法第115条の10、法第115条の20及び法第115条の30」に、「法第78条の11各号及び法第115条の20各号の」を「それぞれこれらの規定に掲げる」に、「事業所に」を「事業者に」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 施行規則第131条の2各号、施行規則第131条の14各号、施行規則第133条の2各号、施行規則第135条の2各号、施行規則第137条の2各号、施行規則第140条の2の3各号、施行規則第140条の23各号、施行規則第140条の31各号又は施行規則第140条の38各号に掲げる事項

- (2) 介護保険事業所番号

第15条第1項第3号から第5号まで及び同条第2項を削る。

別記第35号様式中「既に指定を受けている」を「既に指定又は許可を受けている」に、

別記第39号様式の6中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設又は介護医療院の」に改める。

別記第39号様式の7中「介護老人保健施設広告事項許可

申請書」を「介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書」に改める。

別記第41号様式中「既に指定を受けている」を「既に指定又は許可を受けている」に、

「介護老人保健施設」を

「介護老人保健施設」に

「介護医療院」に

改める。

(平成30年7月3日揭示済)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第11条第1項、第12条の3から第12条の5まで及び第14条並びに別記第35号様式、第39号様式の5から第39号様式の7まで及び第41号様式の規定により提出された申請書は、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の相当規定により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第37号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

「明治

別記第5号様式の総括表中

大正

昭和

平成」

を削り、

② 原因となつた 交通、労災、その他の事故、戦傷、
疾病・外傷名 戦災、疾病、先天性、その他（ ）を

② 原因となつた 交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、
疾病・外傷名 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）に、

「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に、

「2 障害区分や等級決定のため、奈良市社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。」を

「2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。

3 障害区分や等級決定のため、奈良市社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問い合わせする場合があります。」に改

め、同様式の視覚障害の状況及び所見を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	⊖	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心10度以内
上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

上 内上 内 内下 下 外下 外 外上 合計

右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 (× 3 +) / 4 = 度

または
自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 (× 3 +) / 4 = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市身体障害者福祉法施行細則別記第5号様式の規定は、平成30年7月1日から適用する。

(平成30年7月3日揭示済)

告 示

奈良市告示第414号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがな

いため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成30年7月2日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成29年12月5日、同月7日、同月11日、同月14日、
同月15日、同月17日、同月19日、同月22日及び同月26日
(平成30年7月2日揭示済)

奈良市告示第415号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、下記のとおり飼育者不明の犬を収容しましたので、同法第6条第8項の規定により公示します。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川元庸

収容日時：平成30年6月21日 15時30分

場所：米谷町

種類：雑種

毛色：白茶

性別：オス

推定年齢：8才

体格：中

備考：

(平成30年7月2日揭示済)

奈良市告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号の規定により公示します。

平成30年7月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107955	奈良市六条西四丁目6番20号	メビウスまほろばデイサービスセンター	奈良市六条町102番地の1	医療法人 康仁会	平成30年7月1日

(平成30年7月2日揭示済)

奈良市告示第417号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年7月3日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく

ださい。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市告示第418号

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年7月3日

奈良市長 仲川元庸

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策への市民の意識向上を促すことにより、再生可能エネルギー等の地域資源の活用を推進するため、市民共同発電所事業を行う公益的団体に対し、予算の範囲内において奈良市市民共同発電所事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 市内に存する教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、自治会館その他の公益に供する施設で

あって、公共施設を除くもの

- (2) 公益的団体 営利を目的としない団体であって特定非営利活動法人、公益法人、市民団体、自治会等、学校法人、社会福祉法人その他公益を目的とする事業を行うもの
- (3) 市民共同発電所事業 公益的施設における活動に必要な電力エネルギーを供給するための太陽光発電設備及び蓄電池設備を市民等からの寄附を募り設置する事業
- (4) 環境教育活動 太陽光発電設備を活用して実施する環境学習等の活動であって、地域住民等の地球温暖化防止及び環境保全に対する意識の醸成に資するもの
(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、公益的団体であって、公益的施設において市民共同発電所事業を実施することができる能力を有し、かつ、環境教育活動の実施により市民による地域活動の活性化に寄与することができる者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体の本拠として市内に事務所等を有し、主として市内で活動していること。
- (2) 定款又はこれに類する規約等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (5) 宗教的活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団等(奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団等をいう。)でないこと。この場合において、公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は管理者又は占有者が、公益的施設の所有者でないものが交付を受ける場合は所有者が暴力団等でないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) その他補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市民共同発電所事業であって、事業実施のための市民等からの寄附金の総額が、第6条(ただし書を除く。)の補助対象経費の10分の1以上であり、かつ、寄附した者の総数が10以上であることとする。この場合において、自治会等にあつては、地域活動により得た収益を寄附金の額とみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき補助金の交付を受けた太陽光発電設備又は蓄電池設備が既に設置されている公益的施設は、補助対象外とする。

(補助対象設備)

第5条 補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次に掲げる設備であつて、設置の時点に

おいて未だ使用に供していないものとする。

- (1) 太陽光発電設備で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 公益的施設と連系し、発電する電力が主として当該公益的施設において使用されるものであること。
 - イ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が4.0キロワットを超える規模のものであること。
 - ウ 電力会社と系統連系するものであること。
 - エ 発電量の表示板等を公衆の見やすい場所に設置する等、太陽光発電に関する環境教育活動に適したものであること。
- (2) 蓄電池設備で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。
 - イ 日本工業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているものであること。
 - ウ 蓄電容量が4.0キロワット時を超える規模のものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税を含まない。)のうち次に掲げるものとする。ただし、第4条第1項に規定する寄附金の額及び本市以外の補助制度を利用し交付を受ける補助金の額を控除するものとする。

- (1) 本工事費
- (2) 付帯工事費(補助対象事業の実施に必要な不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。)
- (3) 補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費(土地の取得及び賃借料を除く。)
- (4) 事務経費(寄附を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を上限とする。

(事業計画書)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良市市民共同発電所事業計画書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所の位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真(事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影したもの)
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

(6) 太陽電池モジュールを土地及び建築物に設置する場合にあっては、当該土地及び建築物に係る登記事項証明書、固定資産税に係る公課証明書その他所有者を確認できる書類の写し

(7) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電力受給契約及び余剰電力の販売契約の締結並びに補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）。ただし、補助金の交付を受けようとする者が公益的施設の所有者である場合は、この限りではない。

(8) 公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合にあっては、当該施設を管理又は占有する権限を有することを証する書類の写し

(9) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）（公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）

2 前項に掲げる事業計画書の提出があった場合は、市長は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第2条の規定に基づき設置する奈良市市民共同発電所事業者選定委員会の審査に付し、その結果を奈良市市民共同発電所事業採択等通知書（別記第3号様式）により事業計画書の提出者に通知するものとする。
（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第2項の通知を受けた日から市長の定める期日までに奈良市市民共同発電所事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 国等の補助制度を併用する場合にあっては、その申請書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助対象事業の内容に照らし必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。
（補助金の交付決定等の通知）

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、奈良市市民共同発電所事業補助金交付等決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更等）

第11条 前条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条の規定に基づいて市長の付した条件に従い市長の承認を得ようとする場合は、奈良市市民共同発電所事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費の20パーセント以内の経費の配分の変更であって、補助金の交付申請金額を上回らないもの

(2) 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位以下を切り捨てた値）の増減が20パーセント以内のもの

(3) 変更内容が交付目的に反せず、かつ、大幅な変更でないもの
（変更等の承認）

第12条 市長は、前条第1項の変更の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、奈良市市民共同発電所事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
（実績報告）

第13条 補助事業者は、奈良市市民共同発電所事業実績報告書（別記第8号様式）を、補助対象事業の完了した日の翌日から市長が別に定める期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し

(2) 補助対象事業に要した費用に係る支出についての領収書その他証拠書類の写し

(3) 補助対象事業の実施状況を示す写真（施工中及び完成写真）

(4) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し

(5) 国等の補助金の交付決定通知書の写し（国等の補助制度を併用した場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、補助対象事業の内容に照らし必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。
（補助金交付額の確定）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告書等を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に奈良市市民共同発電所事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。
（補助金の請求）

第15条 前条の規定により補助金交付の確定通知を受けた補助事業者は、奈良市市民共同発電所事業補助金交付請求書（別記第10号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。
（環境教育活動の報告等）

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度から5年間において、1年度当たり1以上の環境教育活動を行わなければならない。

2 補助事業者は、翌年度の4月末日までに、当該年度に

実施した環境教育活動の内容を奈良市市民共同発電所事業環境教育活動報告書（別記第11号様式）により市長に報告しなければならない。

（維持管理）

第17条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間、補助対象設備を維持管理するものとする。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、前条の期間が経過する前において、補助金の交付を受けた補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ奈良市市民共同発電所事業補助金に係る財産処分承認申請書（別記第12号様式）を市長に提出し、かつ、その承認を得なければならない。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業等に係る収支等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支等についての証拠書類を整理し、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月3日から施行する。

別記

第1号様式（第8条関係）

奈良市市民共同発電所事業計画書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

印

市民共同発電所事業を行いたいので、次のとおり関係書類を添えて提出します。

関係書類

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（事業実施予定箇所が確認できるように2方向から撮影したもの）
- (4) 補助対象設備の仕様書
- (5) 補助対象事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 太陽電池モジュールを土地及び建築物に設置する場合には、当該土地及び建築物に係る登記事項証明書、固定資産税に係る公課証明書その他所有者を確認できる書類の写し
- (7) 公益的施設の所有者等の承諾書（太陽光発電設備設置、電力会社との電力供給契約及び余剰電力の販売契約の締結並びに補助事業に係る証拠書類等の提供の承諾）。ただし、補助金の交付を受けようとする者が公益的施設の所有者である場合は、この限りではない。
- (8) 公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、当該施設を管理又は占有する権限を有することを証する書類の写し
- (9) 市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）（公益的施設の管理者又は占有者が所有者と異なる場合は、管理者又は占有者及び所有者のものを含む。）

2 団体に関する事項

団体名	代表者名	
団体の所在地	電話番号	
組織	(役員)	(団体構成員)
団体としてのこれまでの地域の活動の実績		
団体としての今後の活動予定		

3 補助対象事業の収支予算

収入	科目	金額		内	訳
		目	金		
	寄附	円		寄附者数	
	合計金額に対する割合	%			
	補助制度による補助金	円			
	自己負担金	円			
	合計	円			
支出	工事費	円			
	機器装置等購入費	円			
	事務経費	円			
	合計	円			

※1 収入及び支出の合計が一致していること。

※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）

機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要経費（土地の取得及び賃借料を除く。）

事務経費：寄附を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

1 事業の概要

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業を実施する施設 (太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所)	名称 所在地 種類(使用目的)
事業を実施する施設の所有者、管理者又は占有者(当該施設の管理等に關する権限を有する者)	所有者・管理者・占有者
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下第3位以下切り捨て)	区分 氏名又は名称 代表者名 住所
設置する蓄電池設備の蓄電容量(小数点以下第3位以下切り捨て)	
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工予定年月日	着工： 年 月 日 竣工： 年 月 日
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	① 補助事業総額 円 ② 寄附金 円 ③ 補助制度による補助金 円 ④ ①-②-③ 円 ⑤ ④×1/2(1,000円未満切捨て) 円 ⑥ 補助金交付申請予定額 円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額(補助金の算定根拠を示すこと。)	

第2号様式(第8条関係)

市税納付状況調査及び暴力団等の排除に関する同意書

奈良市市民共同発電事業補助金の交付に係る申請に当たり、私又は私が代表を務める団体の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市市民共同発電事業補助金交付要綱第3条第6号に該当するか否かの確認について、奈良県警察本部及び奈良警察署に対して照会が行われる場合があります。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

㊞

4 環境教育活動

公益的施設について	施設の建築時期	
	定員等(施設規模)	
環境教育活動について	施設概要	
	活動場所	
	頻度・規模	
	内容	
	設置予定場所 表示板等の大きさ	
太陽光発電の普及啓発に関する活動について	ホームページ、 広報誌等による 広報の内容・ 頻度・規模等	
	イベント、見学会等の 内容・頻度・規模等	
	その他の内容・ 頻度・規模等	

第3号様式 (第8条関係)

奈良市市民共同発電所事業採択等通知書

年 月 日
第 号

提出者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

様

年 月 日付で提出のあった奈良市市民共同発電所事業計画書に係る市
民共同発電所事業については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助
金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

奈良市長 印

(ふりがな) :
代表者氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

《法人格を有する団体の場合：役員情報》

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

(ふりがな) :
役員等氏名 :
生年月日 : 年 月 日
住所 :

決定内容	採 択 ・ 不 採 択
事業の名称	
公益的施設の名称	
公益的施設の所在地	
不採択の理由	

第4号様式 (第9条関係)

奈良市市民共同発電所事業補助金交付申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 印

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により奈良市市民共同発電所事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市市民共同発電所事業補助金
補助金の申請金額	円		
補助事業等の完了予定年月日			
添付書類	(1) 国等の補助制度を併用する場合には、その申請書の写し (2) その他市長が必要と認めるもの		
※ 主務課長の意見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

1 事業の概要

事業の名称	事業の内容及び内容
事業を実施する施設 (太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所)	名称 所在地 種類(使用目的)
事業を実施する施設の所有者、管理者又は占有者(当該施設の管理等に關する権限を有する者)	所有者・管理者・占有者 氏名又は名称 代表者名 住所
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点以下第3位以下切り捨て)	
設置する蓄電池設備の蓄電容量(小数点以下第3位以下切り捨て)	
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工予定年月日	着工： 年 月 日 竣工： 年 月 日
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	① 補助事業総額 円 ② 寄附金 円 ③ 補助制度による補助金 円 ④ ①-②-③ 円 ⑤ ④×1/2 (1,000円未満切捨て) 円 ⑥ 補助金交付申請額 円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額(補助金の算定根拠を示すこと。)	

4 環境教育活動

公益的施設について	施設の建築時期
環境教育活動について	定員等(施設規模)
	施設概要
環境学習に使用する太陽光発電の表示板等について	活動場所
	頻度・規模
	内容
太陽光発電の普及啓発に関する活動について	設置予定場所
	表示板等の大きさ
	ホームページ、広報誌等による広報の内容・頻度・規模等
	イベント、見学会等の内容・頻度・規模等
	その他の内容・頻度・規模等

2 団体に関する事項

団体名	代表者名
団体の所在地	電話番号
組織	(役員) (団体構成員)
団体としてのこれまでの地域活動の実績	
団体としての今後の活動予定	

3 補助対象事業の収支予算

収入	科目	金額	内訳	訳者
	寄附金	円	寄附者数	
	合計金額に対する割合	%		
	補助制度による補助金	円		
	自己負担金	円		
	合計	円		
支出	工事費	円		
	機器装置等購入費	円		
	事務経費	円		
	合計	円		

- ※1 収入及び支出の合計が一致していること。
- ※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）
- 機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要経費（土地の取得及び賃借料を除く。）
- 事務経費：寄附を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等をいう。ただし、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

第6号様式 (第11条関係)

奈良市市民共同発電所事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

第 号
年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 ㊦

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
変更等の内容 (変更の場合は変更前後を対照させるほか、具体的に記述すること。)			
変更又は中止 (廃止)の理由			
変 更 又 は 中 止 (廃 止) の 年 月 日		年 月 日 (予定)	
添付書類			

第5号様式 (第10条関係)

奈良市市民共同発電所事業補助金交付等決定通知書

奈良市指 令 第 号

申 請 者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 様

年 月 日付で申請のあった奈良市市民共同発電所事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長

印

決 定 内 容	交 付 ・ 不 交 付	
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称 奈良市市民共同発電所事業補助金
交 付 決 定 金 額	円	
交 付 の 条 件	(1) 補助対象事業の内容、補助対象経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を得ること。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場においては、市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	
不 交 付 の 理 由		

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して15日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

第8号様式 (第13条関係)

奈良市市民共同発電所事業変更 (中止・廃止) 承認通知書

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

年月日付けで提出のあった奈良市市民共同発電所事業変更 (中止・廃止) については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

奈良市市民共同発電所事業実績報告書

年月日

(宛先) 奈良市長

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈 良 市 市 民 共 同 発 電 所 事 業 補 助 金
事業の着手及び完了年月日	着手年月日	年月日	年月日
交付決定額	額	円	
既 交 付 金 額	額	円	
経 費 精 算 額	額	円	
添 付 書 類	(1) 補助対象事業に要する費用が記載された工事請負契約書及び内訳書の写し (2) 補助対象事業に要した費用に係る支出についての領収書その他証拠書類の写し (3) 補助対象事業の実施状況を示す写真 (施工中及び完成写真) (4) 電力会社との電力供給契約を証する書類の写し (5) 国等の補助金の交付決定通知書の写し (国等の補助制度を併用した場合に限る。) (6) その他市長が必要と認めるもの		
※報告事項審査結果 (主務課長)			

注 ※印の欄は記入しないこと

第7号様式 (第12条関係)

奈良市市民共同発電所事業変更 (中止・廃止) 承認通知書

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

様

年月日付けで提出のあった奈良市市民共同発電所事業変更 (中止・廃止) については、次のとおり決定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

年月日

奈良市長

印

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈 良 市 指 令 第 号
承認・不承認の別	承認します・承認しません		
交付決定変更の内容			
条件			
備考			

2 補助対象事業の収支決算

収入	科目	金額	内訳	訳者
	寄附金	円	寄附者数	者
	合計金額に対する割合	%		
	国等の補助制度による補助金	円		
	自己負担金	円		
	合計	円		
支出	工事費	円		
	機器装置等購入費	円		
	事務経費	円		
	合計	円		

※1 収入及び支出の合計が一致していること。
 ※2 工事費：本工事費及び付帯工事費（補助対象事業の実施に必要な配管、配電等の工事に必要な経費を含む。）
 機器装置等購入費：補助対象事業に必要な機器装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。）
 事務経費：寄附を募るに当たって必要な諸経費及び説明会費用等で、補助対象経費の5パーセントを上限とする。

1 事業の概要

事業の目的及び内容	名称	所在地	種類（使用目的）	区分	所有者・管理者・占有者
事業を実施した施設（太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、環境教育活動を実施する場所）	名称	所在地	種類（使用目的）	区分	所有者・管理者・占有者
事業を実施した施設の所有者、管理者又は占有者（当該施設の管理等に関する権限を有する者）	氏名又は名称				
	代表者名				
	住所				
設置した太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下第3位以下切り捨て）					
設置する蓄電池設備の蓄電容量（小数点以下第3位以下切り捨て）					
太陽光発電設備等設置工事の着工及び竣工年月日	着工： 年 月 日				
	竣工： 年 月 日				
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	① 補助事業総額	円			
	② 寄附金	円			
	③ 国等の補助制度による補助金	円			
	④ ①-②-③	円			
	⑤ ④×1/2 (1,000円未満切捨て)	円			
	⑥ 補助金交付額	円			
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額（補助金の算定根拠を示すこと。）					

第10号様式 (第15条関係)

奈良市市民共同発電所事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名

㊦

奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
補助金等の既交付金額及び交付年月日			円
交 付 請 求 金 額			円
未 交 付 金 額			円
添 付 書 類			

第9号様式 (第14条関係)

奈良市市民共同発電所事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 様

年 月 日付けで実績報告のあった奈良市市民共同発電所事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

奈良市長 印

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	奈良市市民共同発電所事業補助金
交付決定金額			円
経 費 精 算 額			円
交付確定金額			円

第11号様式 (第16条関係)

奈良市市民共同発電所事業環境教育活動報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

報告者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 印

年 月 日付け奈良市指令 第 号にて補助金交付の決定を受けた事業につ
いて、次のとおり環境教育活動を実施しましたので、奈良市市民共同発電所事業補助金交付要綱第 16
条第2項の規定により報告します。

環境教育活動の状況	(資料等がある場合は、別に添付してください。)
広報紙・ホームページ等への掲載状況	(資料等がある場合は、別に添付してください。)
その他環境教育活動に関して参考となる事項	
備考	

第12号様式 (第18条関係)

奈良市市民共同発電所事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者名 印

奈良市市民共同発電所事業補助金により取得した次の財産を処分したいので、奈良市市
民共同発電所事業補助金交付要綱第 18 条の規定により申請します。

1 処分しようとする財産

型	式 名	メ ー カ ー 名	補助交付決定日及び 交 付 決 定 番 号
太陽光発電設備			
蓄電池設備			

2 処分の内容

3 処分理由

4 処分予定年月日

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市告示第419号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年7月4日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成30年7月4日揭示済)

奈良市告示第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月4日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年2月26日 奈良市指令整開 第17A-51号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月4日 第1640号

- 公共施設 平成30年7月4日 第795号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市南京終町六丁目59番1、60番、61番、63番1及び64番1
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市六条町113番地の4
株式会社 栗実住宅 代表取締役 國原 正記
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市南京終町六丁目59番1、60番、61番、63番1及び64番1の各一部
 - (2) 下水道
奈良市南京終町六丁目59番1、60番、61番、63番1及び64番1の各一部
- (平成30年7月4日揭示済)

奈良市告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年7月4日

奈良市長 仲川 元庸

指 定 年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する 医療の種類	主として担当 する医師
平成30年 7月1日	奈良県総合 医療センター	奈良市七条西町 二丁目897番地の5	地方独立行政法人奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	耳鼻咽喉科に 関する医療	成尾 一彦

(平成30年7月4日揭示済)

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第422号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

- 1 指定年月日 平成30年6月22日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102819	株式会社ライフアート コミュニティ	630-8105	奈良県奈良市佐保台二丁目902番地の241	ライフアート コミュニティ 佐保の里	631-0845	奈良県奈良市宝来三丁目16番4号2階	居宅介護 重度訪問介護

- 2 指定年月日 平成30年7月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102835	特定非営利 活動法人と もに	630-8101	奈良県奈良市青山八丁目104番地	あおば	630-8301	奈良県奈良市高畑町626番地の3	生活介護
2910101191	株式会社 ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27番12-11号	ハッピースマイル訪問介護 センター	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27番12-11号	同行援護

(平成30年7月6日揭示済)

奈良市告示第423号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 廃止年月日 平成30年5月31日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102728	株式会社あす香	619-0216	京都府木津川市州見台一丁目21番地11アンジュコリーヌ201	しあわせの郷	631-0033	奈良県奈良市あやめ池南二丁目6番32号る・いりーで11	居宅介護 重度訪問介護

2 廃止年月日 平成30年6月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101795	株式会社ツクイ	233-0002	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ奈良	630-8314	奈良県奈良市川之上突抜北方町10番地の1	同行援護

(平成30年7月6日揭示済)

奈良市告示第424号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成31年1月21日から本市内の区域のうち町の区域等を別図1から別図2のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 関係区域は別図1（変更前。以下同じ。）及び別図2（変更後。以下同じ。）に示すとおりです。

2 別図1の斜線で示す菅原町の一部から別図2のとおり菅原東一丁目を、別図1の斜線で示す菅原町及び青野町の各一部から別図2のとおり菅原東二丁目を、別図1の斜線で示す菅原町、横領町、宝来町及び西大寺国見町二丁目の各一部から別図2のとおり西大寺国見町三丁目を新町として設定します。また、別図1の斜線で示す菅原町、宝来町及び横領町の各一部を、別図2のとおり西大寺国見町二丁目に編入します。

別図1及び別図2 省略

(平成30年7月6日揭示済)

奈良市告示第425号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年7月6日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菟淵池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年7月6日揭示済)

奈良市告示第426号

平成30年7月6日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成30年7月9日

奈良市長 仲川元庸

1 平成30年度奈良市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
22. 市	債	13,253,100	80,000	13,333,100
	1. 市債	13,253,100	80,000	13,333,100
歳入合計		130,547,100	80,000	130,627,100

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		58,702,522	4,000	58,706,522
	2. 児童福祉費	19,812,528	4,000	19,816,528
11. 教育費		10,281,377	76,000	10,357,377
	2. 小学校費	1,204,243	45,000	1,249,243
	3. 中学校費	752,047	31,000	783,047
歳出合計		130,547,100	80,000	130,627,100

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	1,121,100	1,125,100
義務教育施設整備事業	370,400	446,400
計	13,253,100	13,333,100

平成30年度奈良市一般会計
補正予算(第2号)

平成30年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,627,100千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(平成30年7月9日揭示済)

奈良市告示第427号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年7月8日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年7月9日揭示済)

奈良市告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成30年4月23日 奈良市指令整開 第17A-55号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月10日 第1641号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市佐紀町2492番8、2492番9、2492番10及び2492番11
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市都島区片町二丁目9番7-1202号
中嶋 雅美
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
なし

(平成30年7月10日揭示済)

奈良市告示第429号

昭和51年奈良市告示第89号（金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、平成30年8月21日から施行します。

平成30年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 第2項中 「株式会社 三井住友銀行 を
三菱UFJ信託銀行株式会社」
「株式会社 三井住友銀行」に改める。

(平成30年7月10日揭示済)

奈良市告示第430号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年7月10日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年7月10日揭示済)

奈良市告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成30年7月11日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市四条大路二丁目2番13号
申請者氏名	有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治
道路の位置	奈良市学園中五丁目706番36、同番37及び同番98の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	26.78m
指定年月日	平成30年7月11日
指定番号	第H2908号

(平成30年7月11日揭示済)

奈良市告示第432号

奈良市勤労者総合福祉センター条例（平成15年奈良市条例第18号）第3条の3第2項の規定により、平成30年10月14日の開館時間を午前9時から午後4時までとします。

平成30年7月12日

奈良市長 仲川元庸

(平成30年7月12日揭示済)

奈良市告示第433号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定によ

り告示します。
平成30年7月12日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	辞退年月日
清水 豊信	清水整形外科	奈良市宝来三丁目7-38	整形外科 (肢体不自由)	平成30年7月4日

(平成30年7月12日揭示済)

奈良市告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年7月12日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年4月22日 奈良市指令都整開 第15A-48号
平成28年6月10日 奈良市指令都整開 第15A-48-1号
平成29年3月28日 奈良市指令都整開 第15A-48-2号
平成29年7月21日 奈良市指令都整開 第15A-48-3号
平成30年7月2日 奈良市指令都整開 第15A-48-4号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成30年7月12日 第1642号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市（全体）菅原町689番11 他73筆
（2工区）菅原町692番61の一部及び692番73の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区瓦町二丁目4番5号
三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀
(平成30年7月12日揭示済)

奈良市告示第435号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備考
富雄川第7処理分区	学園大和町五丁目209	学園大和町五丁目709番50	①
佐保川第4処理分区	押熊町1587番2	押熊町1586番1	②
佐保川第13処理分区	六条西三丁目1592	六条西三丁目1526	③
佐保川第7処理分区	紀寺町418番3	紀寺町414番6	④
南奈良第1処理分区	古市町391	古市町381	⑤
富雄川第7処理分区	富雄北三丁目2537番62	富雄北三丁目2537番4	⑥
佐保川第10処理分区	青野町281番6	西大寺芝町二丁目1993番1先	⑦

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年7月12日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成30年7月12日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年7月12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第40号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年7月2日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年7月2日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年7月16日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園大和町五丁目、押熊町、六条西三丁目、紀寺町、古市町、富雄北三丁目、若葉台四丁目 他の各一部

- 3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所
百楽園一丁目2909番122 他1筆 (⑧)
七条一丁目355番2 (⑨)
大森町299番6 (⑩)
押熊町1292番18 (⑪)
秋篠町1047番21 (⑫)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年7月2日揭示済)

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年7月3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局公共工事の発注見通しの公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第2号並びに第5条中「経営部企業総務課入札室」を「企業技術監理課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市企業局告示第42号

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年7月3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市企業局公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱(平成14年奈良市水道局告示第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「入札室」を「入札主管課」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年7月3日揭示済)

奈良市企業局告示第43号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年7月3日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
松田建工	松田 矢津雄	大阪府枚方市東香里三丁目38番21号	平成30年6月21日

(平成30年7月3日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市いじめ対策検討委員会規則をここに制定する。

平成30年7月3日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市いじめ対策検討委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市いじめ対策検討委員会(以下「検討委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 保護者組織を構成する者
- (5) 学校(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第2項に規定する学校をいう。)の教員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 重大事態(いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するものをいう。)の関係者又はこれらの者と直接的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(臨時委員)

第3条 検討委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前条第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとし、2年を限度とする。
(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、議長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決しようとする事項について利害を有する委員は、その事項に係る議決に加わることができない。ただし、検討委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるものとする。

5 委員長は、会議録を調製し、保管しなければならない。
(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときには、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(会議の公開等)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用し、その職の信用を傷つけること。

(3) その他検討委員会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。
(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。
(庶務)

第11条 検討委員会の庶務は、いじめ防止生徒指導課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
(平成30年7月3日揭示済)

奈良市教育委員会規則第8号

奈良市いじめ調査委員会規則をここに制定する。
平成30年7月3日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市いじめ調査委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 保護者組織を構成する者
- (5) 学校(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第2項に規定する学校をいう。)の教員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 重大事態(いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するものをいう。)の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者については、委員となることができない。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(臨時委員)

第3条 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前条第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとし、2年を限度とする。
(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、議長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決しようとする事項について利害を有する委員は、その事項に係る議決に加わることができない。ただし、調査委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができるものとする。

5 委員長は、会議録を調製し、保管しなければならない。(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用し、その職の信用を傷つけること。

(3) その他調査委員会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表3項に掲げる職員の受けるべき旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 調査委員会の庶務は、いじめ防止生徒指導課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日掲示済)

奈良市教育委員会規則第9号

奈良市学校結核対策委員会規則をここに制定する。

平成30年7月3日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

奈良市学校結核対策委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)第5条の規定により、奈良市学校結核対策委員会(以下「委員会」という)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 市立学校における結核健診の実施状況及び結果の把握に関すること。

(2) 精密検査の対象となる児童生徒の管理方針の検討(精密検査、経過観察の指示等に関する専門的検討)に関すること。

(3) 結核患者発生時の関係機関との協力及び対策の検討に関すること。

(4) 地域との連携、学校の結核管理方針の検討に関すること。

(5) その他学校における結核健診に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 保健所長の職にある者

(2) 結核に関して専門的知識を有する者

(3) 教育委員会が委嘱している学校医の代表者

(4) 奈良市医師会の代表者

(5) 学校の校長の代表者

(6) 学校の養護教諭の代表者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。この場合において、医師である者のうち1人以上の出席がなければならない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはな

らない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額12,000円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健給食課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年7月3日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成30年7月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成30年7月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

平成30年7月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 事業計画変更申請について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(6月専決処理分)
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(6月専決処理分)
- (6) 水田利用転換届出について(6月専決処理分)
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第26号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について(6月許可分)

(平成30年7月6日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第13号

本日、酒井孝江議員を奈良市広報広聴委員会の

委員に選任しました。

平成30年7月6日

奈良市議会議長

東久保 耕 也

(平成30年7月6日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年7月3日

奈良市災害対策本部長

仲川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程(平成22年奈良市災害対策本部告示第2号)の一部を次のように改める。

第8条中「第23条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

別表第2本部事務局の項中「副部長 総合政策部理事」を「副部長 総合政策部理事(兼)都市整備部理事」に、「部長付 財務部次長」を「部長付 西部出張所長」に、

「行政経営課 奈良ブランド推進課」を「行政経営課」に改め、

同表総務対策部の項中

「副部長 総務部理事」を「部長付 総務部次長 部長付 総務部次長」に改め、

「部長付 財務部参事」を削り、「副班長 技術監理課長」を「副班長 会計課長」に、「契約課 技術監理課」

に改め、同表基盤対策部の項中

「部長付 建設部参事

部長付 都市整備部次長」を「部長付 都市整備部次長 部長付 都市整備部参事」

」に、「副班長 農林課長」を「副班長 農政課長」に、

「農林課」を「農政課」に改め、同表保健救護部の項中「部長 健康医療部長(兼)保健所長」を「部長 健康医療部長」に、

「副部長 市民生活部長

副部長 健康医療部理事(兼)福祉部理事」を「副部長

市民生活部長」に、「部長付 市民生活部次長 部長付 健康医療部次長」を「

部長付 市民生活部次長」に改め、同表支援対策部の項中「部長付 市民活動部次長」を

「部長付 福祉部理事

部長付 市民活動部次長」に、

「部長付 福祉部次長

部長付 市民活動部参事」を「部長付 福祉部次長」に、

「部長付 子ども未来部次長

部長付 子ども未来部参事」を

「部長付 子ども未来部次長」に、「副班長 産業振興課長」を「副班長 産業政策課長」に、
「福祉政策課 地域福祉課」を「福祉政策課」に、
「観光戦略課 観光振興課」を「観光戦略課」に、「産業振興課」を「産業政策課」に改め、同表消防対策部の項中
「部長 副局長 副部長 消防危機統制監（兼）南消防署長」を「部長 副局長（兼）消防危機統制監」に、
「部長付 災害対策室長 部長付 情報救急室長」を「部長付 災害対策室長」に改め、同表水道対策部の項中
「副部長 管理部長 副部長 設計工務部長」を「副部長 設計工務部長」に、
「部長付 経営部参事」を「部長付 経営部次長 部長付 管理部次長」に改め、
同表避難所支援部の項中
「部長付 選挙管理委員会事務局長 部長付 議会事務局参事」を削る。

附 則

この告示は、平成30年7月3日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成30年7月3日揭示済)